

県立療育福祉センター・県立特別支援学校の移転整備に係る検討支援業務
企画提案募集実施要項

1 業務名

県立療育福祉センター・県立特別支援学校の移転整備に係る検討支援業務委託

2 対象施設の概要

(1) あすなろ療育福祉センター・青森第一養護学校（以下「あすなろ地区」という。）

施設名	敷地面積	建物面積	構造
あすなろ療育福祉センター	26,471.72 m ²	5,334.60 m ²	RC 造
青森第一養護学校	9,490.61 m ²	5,279.77 m ²	RC 造

(2) さわらび療育福祉センター・弘前第二養護学校（以下「さわらび地区」という。）

施設名	敷地面積	建物面積	構造
さわらび療育福祉センター	13,921.00 m ²	2,652.78 m ²	RC 造
弘前第二養護学校	19,289.00 m ²	2,292.00 m ²	RC 造

3 趣旨・目的

別紙「県立療育福祉センター・県立特別支援学校移転整備検討支援業務仕様書（案）」に基づき、県が指定するエリアでの机上調査や建設候補用地の選定等の業務を円滑に遂行するため、業務委託先業者を募集するもの。

4 業務内容（詳細は別紙仕様書(案)のとおり）

- (1) あすなろ地区・さわらび地区の移転に係る建設候補用地の机上調査
- (2) 一次候補地の選定、二次候補地の選定、最終候補地の選定
- (3) 簡易レイアウト図の作成
- (4) まとめ及び今後の課題の整理

5 委託経費上限額

1, 9 9 4, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※実際の契約額は、事業者の決定後に企画書の内容に基づき見積もり合わせを行ったうえで決定する。

6 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）までとする。

7 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 建設・土木・調査業務の実績があり、県立療育福祉センター及び県立特別支援学校の移転先調査業務を適切に遂行できる事業者であること。
- (2) 日本国内に本店を有していること。

- (3) 本業務の「監理技術者」又は「担当技術者」として、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
宅地建物取引士、技術士、建築士（一級又は二級）、不動産鑑定士、補償業務管理士
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関し、参加表明書の提出期限日から企画提案書の提出期限日までの間に指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (10) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。

8 応募方法

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 企画提案提出書（様式 2 及び付表）
- ③ 企画提案書（任意様式）

ア 記載事項

別添仕様書(案)及び別添評価基準を確認の上、記載すること。なお、企画提案書には次の(ア)～(カ)の項目を含めること。

- (ア) 業務の実施方針・実施体制
- (イ) 配置予定技術者の経歴・保有資格・過去の類似業務の従事歴
- (ウ) 候補地の情報収集・抽出方法、法的規制等の確認方法
- (エ) 冬期間（降雪・積雪）への配慮
- (オ) 簡易レイアウト図の検証視点と動線計画
- (カ) 用地取得や基本計画策定に向けた今後の課題の整理の視点

イ 体裁

- ・様式は任意とするが、サイズは日本産業規格 A 4 横とすること。
 - ・ページ数に上限は設けない。
 - ・右下にページ番号を記載すること。
- ④ 全体スケジュール（様式任意）
 - ⑤ 見積書・経費内訳書（様式任意）

上記 5「委託経費上限額」に示す金額以内（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載）で見積もり、経費区分ごとの積算内訳（単価、数量）がわかるように作成すること。

⑥ 事業者・団体の概要がわかるもの

会社案内・パンフレット、有資格者の資格証明書など、応募者の概要や事業実績がわかる資料

(2) 提出期限

参加表明書 令和 8 年 8 月 1 0 日（月） 1 7 時必着

企画提案提出書等 令和 8 年 8 月 1 4 日（金） 1 7 時必着

(3) 提出方法

上記 8（1）に示す提出書類一式を、青森県健康医療福祉部障がい福祉課・社会参加推進グループあてに電子メールにより提出すること。

- ・ メールの件名は「【団体名】県立療育福祉センター等の移転整備に関する検討支援業務企画提案書類」とすること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わないこと。
- ・ 電子メール 1 通当たりの容量が 1 0 M B を超える場合は添付ファイルの受領ができないため、クラウドサービス等により提出すること。
- ・ 青森県健康医療福祉部障がい福祉課への提出書類の到達（メール送信）時刻をもって提出時刻とし、提出期限の日時までに到達したものを有効な提出として取り扱うこと。なお、県からの受領確認メールは事務処理上の通知であり、その送受信時刻は提出期限の判定に影響しない。

(4) 留意事項

- ・ 企画提案は 1 者につき 1 提案とする。
- ・ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ・ 提出された書類の内容を変更することはできない。
- ・ 必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- ・ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。
- ・ 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・A 4 判）を提出すること。

9 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 1 7 時必着

(2) 質問方法

質問書（様式 3）に記入の上、下記「1 4 問い合わせ先・応募窓口」に対し電子メール（P D F 形式）により提出すること。なお、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

回答は、令和 8 年 8 月 5 日（水）までに質問書を提出した者あてに回答する

ほか、当課のホームページに質問者名を伏せて掲載する。

10 審査方法

(1) 審査

審査は書面で行う。

(2) 審査基準

別添「県立療育福祉センター・県立特別支援学校移転整備検討支援業務に係る評価項目及び評価基準」のとおりとする。

11 審査結果の通知と委託契約の締結

(1) 審査結果の通知等

審査結果は、採否を問わず全ての提案者に対して電子メール（審査結果通知文を添付）により通知する。なお、審査結果に関する質問は受け付けない。

(2) 委託契約の締結及び権利の帰属

ア 審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とし、速やかに企画提案書を基に仕様の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。

イ 業務内容については、最優秀提案者の企画提案書内容をそのまま実施することを約束するものではなく、詳細について協議の上、決定する。

ウ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき締結する。

エ 本委託業務により制作された資料等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転する。委託事業の成果等は青森県に帰属するものとし、県は、県の業務において使用する場合、受注者の許諾を要せず自由にこれを使用できるものとする。

12 全体スケジュール（予定）

令和8年7月24日（金）：公募開始

令和8年7月31日（金）：質問受付期限（17時必着）

令和8年8月5日（水）まで：質問回答

令和8年8月10日（月）：参加表明書提出期限（17時必着）

令和8年8月14日（金）：企画提案提出書等提出期限（17時必着）

令和8年8月21日（金）以降：審査結果の通知

令和8年8月28日（金）頃

（予定）：契約締結（見込み）

13 その他留意事項

(1) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は返却しないものとする。

(3) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。

(4) 事業の受注により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があるので、留意すること。

- (5) 本委託業務で使用する画像等の著作権及び肖像権など権利関係の調整及び処理は、受注者が行うこと。
- (6) 受注者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守すること。
- (7) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。

14 問い合わせ先・応募窓口

青森県 健康医療福祉部 障がい福祉課 社会参加推進グループ（県庁北棟 6 階）

所在地 〒030-8570 青森市長島 1 丁目 1 番 1 号

電 話 017-734-9309

E-mail syakaisanka@pref.aomori.lg.jp

15 関連書類及び提出様式

(1) 関連書類

- ・別紙 県立療育福祉センター・県立特別支援学校移転整備検討支援業務仕様書（案）
- ・別添 県立療育福祉センター・県立特別支援学校移転整備検討支援業務に係る評価項目及び評価基準

(2) 提出様式

- ・様式 1 参加表明書
- ・様式 2 企画提案提出書
- ・様式 3 質問書